

県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める 条例施行規則

(平成 15 年茨城県規則第 17 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める条例(平成 15 年茨城県条例第 3 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第 2 条の規則で定める法人)

第 2 条 条例第 2 条の出資法人以外の法人であって県が財政的援助及び人的援助を行うことによりその運営に多大な影響を及ぼしているものとして規則で定めるものは、一般社団法人又は一般財団法人であって、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 直近の 3 会計年度において、収入の総額に対する県から受ける補助金その他の財政的援助の額の割合が 4 分の 1 以上であること。
- (2) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成 13 年茨城県条例第 55 号)第 2 条第 3 項第 1 号に規定する職員派遣を受けていること。

(条例第 8 条第 1 項ただし書の規則で定める額)

第 3 条 条例第 8 条第 1 項ただし書の規則で定める額は、1 億円とする。

(委任)

第 4 条 教育委員会の所管に属する一般社団法人又は一般財団法人に係る条例第 7 条及び第 10 条の事務は、教育委員会に委任する。

付 則

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。